

会田通所リハビリテーション
重要事項説明書

公益財団法人会田病院 会田通所リハビリテーション
重要事項説明書（予防給付）
（2023年4月1日現在）

1. 施設の概要

(1) 目的と運営方針

本施設は、介護保険受給対象者[要支援（1～2）]に対して、通所リハビリテーション計画に基づき、その有する能力に応じ自宅で自立した日常生活を営むことができるよう、必要なリハビリテーションを提供し利用者の心身機能の維持回復を図ります。

(2) 施設の名称等

- ・施設名 公益財団法人会田病院 会田通所リハビリテーション
- ・開設年月日 平成18年4月1日
- ・所在地 福島県西白河郡矢吹町本町260番地
- ・電話番号 0248-42-2260
- ・管理者名 医師 牧野 義文
- ・介護保険事業所番号 0772800611

(3) 施設の職員体制

配置	職務内容
管理者及び医師	事業者の従事者及び業務の管理 利用者の診療及び保健指導
リハビリ職員	日常生活動作訓練、移動に関する（装具等）の相談、 その他必要なリハビリ等の計画、指導、訓練業務
介護職員	利用者の日常生活の自立、維持向上を図る生活支援等介護業務
栄養士	利用者の食事管理、栄養指導等の評価及び実施

(4) 利用定員

50名

(5) 営業日

月曜日～土曜日（但し、祝祭日及び12月31日から1月3日までを除く）

(6) 営業時間

8時30分～17時00分

(7) サービス提供時間帯

9時30分～16時00分

(8) 送迎地域

矢吹町、泉崎村、鏡石町、中島村、白河市、天栄村、玉川村、浅川町、石川町

2. 利用料

料金表をご覧ください。

3. 通所リハビリテーションの内容

- (1) リハビリテーション
- (2) 日常生活動作に関する訓練
- (3) 食事サービス（昼食 12 時）
- (4) 入浴サービス（一般浴槽、機械浴）ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります
- (5) 健康管理
- (6) レクリエーション、手工芸用具を使用した趣味的活動
- (7) その他の状態改善につながるサービス

4. 協力医療機関

利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関 公益財団法人 会田病院
〒969-0213 福島県西白河郡矢吹町本町 216 番地

5. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、利用者の家族、担当の居宅介護支援事業者、市町村に連絡するとともに必要な措置を講じます。

6. 非常災害対策

- ・ 防火責任者には事業所管理者、火元責任者には事業所責任者を当てます。
- ・ 消防責任者は従業員の防火教育、消防訓練を実施します。
- ・ 非常口は正面玄関、南側トイレ脇非常口、エレベーター脇非常口に設置してあります。
- ・ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

7. 施設利用にあたっての留意事項

- ・ 面会にあたっては職員にお申し出下さい。
- ・ 館内敷地内は禁煙となっております。
- ・ 金銭・貴重品の持ち込みは最低限に願います。
- ・ 原則として利用時間内に医療機関を受診することはできません。

8. 第三者評価

平成 23 年度まで情報公表制度による訪問調査を受けており、平成 24 年度からは情報公表制度の書類調査を受けて公表しています。

9. 要望及び苦情等への対応

要望または苦情については、苦情受付担当者 責任者 小松央芳、苦情解決担当者 管理者 牧野義文に相談ください。内容につきましては、苦情対応マニュアルにしたがって対応させていただきます。

年 月 日

通所リハビリテーションの提供開始にあたり、利用者に契約書および本書面に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 福島県西白河郡矢吹町本町 260 番地
名 称 公益財団法人 会田病院
会田通所リハビリテーション事業所

説明者 氏名 印

私は、契約書および本書面により、担当者から通所リハビリテーションについての重要事項の説明を受けました。

利用者
住 所

氏 名 印

家 族
住 所

氏 名 印